

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(令和元年5月31日条例第5号)

平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定並びに天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の継承に伴う改元に伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 住宅ローン控除制度の拡充

住宅ローン控除について、以下の措置を講ずる。(附則第5条の3関係)

(7) 住宅ローン控除の適用の延長

住宅ローン控除の適用を令和15年度分の個人の市民税まで延長する(現行令和13年度分の個人の市民税まで適用。)

【参考】個人の市民税における住宅ローン控除の適用の延長に係る概要

居住年	平成26年4月～令和3年12月	今回の改正 令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

【参考】所得税における住宅ローン控除の拡充のイメージ



※ 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

(4) 申告手続の要件緩和

住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅ローン控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。

イ ふるさと納税制度の適用対象の見直し

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用対象を、総務大臣が指定した地方団体に対する寄附金とする措置を講じる。(附則第6条関係)

【参考】総務大臣指定の基準

次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

ウ 年末調整の適用を受けた給与に係る申告書の記載事項の簡素化

前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個

人の市民税に関する申告書を提出するときは、確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととする。（第28条関係）

エ 公的年金受給者に係る単身児童扶養者の申告

公的年金受給者が単身児童扶養者^{※1}に該当する場合に、公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。（第28条の2の3関係）^{※2}

※1 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。

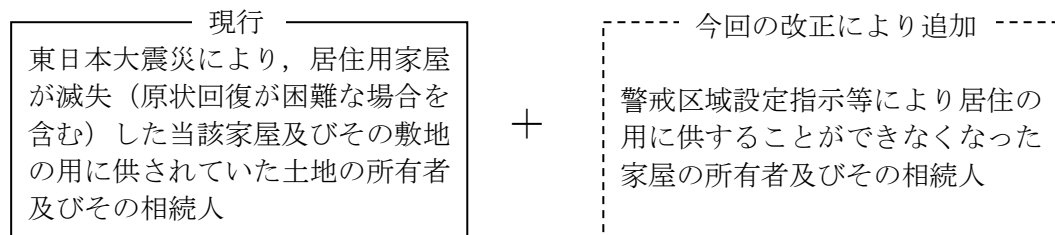
※2 同様に、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合についても、給与所得者の扶養親族等申告書にその旨を記載する取扱いとなっているが、こちらに関しては、京都市市税条例が引用する地方税法の規定が改正されている。

オ 東日本大震災における被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例の対象の拡大

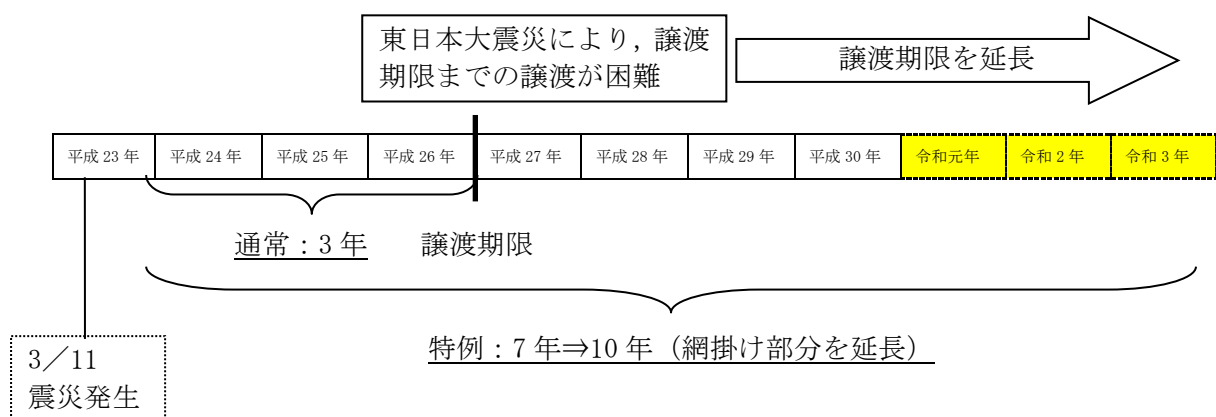
東日本大震災における被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例について、警戒区域設定指示等[※]が行われた日において対象区域内に所在し、当該指示等が行われたことにより居住の用に供することができなくなった家屋等の所有者が当該家屋等の譲渡をした場合に、当該特例の適用を受けることができるものとする。（附則第24条の2関係）

※ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が行った警戒区域（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に関する危険を防止する目的で立ち入りを制限、禁止、若しくは退去させるため設定する区域）の設定を行うこと又はその他財務省令で定める住民の避難に関する指示

【参考】対象の見直しの概要



【参考】東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における譲渡期限の延長のイメージ



※ 実際に個人市民税の税額に影響が発生するのは、譲渡の翌年度となる（今回の延長による最終影響年度は令和4年度）。

(2) 軽自動車税

ア グリーン化特例（軽課）の見直し等

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、次のとおり見直し等を行う。（附則第16条の5関係）

(7) 自家用乗用車

- a 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。
- b 令和3年度及び令和4年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置（税率を概ね100分の75軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。

(i) 上記(7)以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

		現行	改正案	
取得期間		平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
軽課年度※1		令和元年度	令和2,3年度	令和4,5年度
区分	電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成30年 規制適合又は平成21年規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	75%軽減
	ガソリン軽自動車※2 乗用 (令和2年度基準+30%達成)	50%軽減	50%軽減	軽減なし
	貨物用 (令和2年度基準+35%達成)			
	乗用 (令和2年度基準+10%達成)	25%軽減	25%軽減	軽減なし
	貨物用 (令和2年度基準+15%達成)			

※1 取得の翌年度の軽自動車税について、税率を軽減する。

※2 平成30年規制からNOx50%低減又は平成17年規制からNOx75%低減しているものに限る。

イ 環境性能割の臨時的軽減

自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものの取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割の税率を「100分の2」から「100分の1」とする。(附則第16条の4の6関係)

【参考】環境性能割の臨時的軽減に係る地方税法の改正の概要

環境性能割の税率を以下のとおり1%分軽減する。

軽減前の税率	軽減後の税率
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

ウ 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例

現行の軽自動車税の賦課徴収の特例（自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額の納税義務を自動車メーカーに課する措置）について、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例として改める。(附則第17条関係)

エ 東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替自動車等に係る軽自動車税の納税義務の免除

自動車等持出困難区域※1にあった自動車等の所有者が、本市で軽自動車等を取得した後、当該区域にあった自動車等が用途廃止等となった場合に、当該廃止となった翌年度までの年度分の軽自動車税の納税義務を免除している措置について、代替軽自動車等を取得した

時期に応じて以下のとおり延長する。（附則第 26 条，附則第 27 条関係）

※1 警戒区域であった区域で，当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域をいう。

代替軽自動車等の取得時期	免除措置を受ける年度分※2
平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日	令和元年度分及び令和 2 年度分
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	令和 2 年度分及び令和 3 年度分

※2 令和元年 10 月 1 日以後は，軽自動車税種別割の納税義務を免除する。

また，軽自動車税環境性能割についても，上記の取得時期に取得されたものについて，納税義務を免除する。

オ 日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税措置

地方税法において市の条例で定めるとされている日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用その他これに類するものに係る軽自動車税の非課税の範囲について，次に掲げるものを非課税とする。（第 68 条の 3 関係）

(ア) 救急用の軽自動車等

(イ) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車等

(ウ) 血液事業の用に供する軽自動車等

(エ) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴う規定整備

森林環境税導入に伴い，所要の規定整備を行う。（第 5 条，第 30 条，第 32 条の 8，第 32 条の 8 の 10 関係）

(4) その他

改元に伴うものその他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記 1(1)ア及び上記 1(2)エ（取得期日平成 31 年 4 月 1 日に係る改正に限る。）の改正
公布の日

(2) 上記 1(1)イの改正

令和元年 6 月 1 日

(3) 上記 1(2)ア(ア) a，上記 1(2)ア(イ)，上記 1(2)イ，上記 1(2)ウ，上記 1(2)エ（取得期日平成 31 年 4 月 1 日に係る改正を除く。）並びに上記 1(2)オの改正

令和元年 10 月 1 日

(4) 上記 1(1)ウから上記 1(1)オまでの改正

令和 2 年 1 月 1 日

(5) 上記 1(2)ア(ア) b の改正

令和 3 年 4 月 1 日

(6) 上記 1(3)の改正

令和 6 年 1 月 1 日

(7) 上記 1(4)の改正

公布の日等

(参照)

改正前の京都市市税条例 (抄)

(課税標準額, 税額等の端数計算)

第5条

(中略)

- 8 第2項, 第3項(市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて, その全額を切り捨てる部分に限る。)及び前3項の規定の適用については, 個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の府民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については, それぞれ一の市税とみなす。この場合において, 特別徴収の方法により徴収する個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の府民税については, 第6項中「1,000円」とあるのは, 「100円」とする。

(市民税の申告等)

第28条 1月1日現在本市の区域内に住所を有する者は, 3月15日までに, 法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし, 次に掲げる者については, この限りでない。

- (1) 第28条の4第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給, 給料, 賃金, 歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」という。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で, 前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額, 生命保険料控除額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶者特別控除額(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6第3項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)
 - (2) 前年の総所得金額, 退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等の合計額」という。)が基礎控除額, 配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者の給与額又は同条第4項に規定する事業専従者の控除額及び同条第8項に規定する純損失の金額の控除又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除に関する規定の適用を受ける者を除く。)
- 2 市長は, 第28条の4第1項に規定する給与支払報告書又は同条第4項に規定する公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において, 市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは, これらの規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で, 前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものを指定し, その者に前項に規定する申告書を市長が指定する期限までに提出させることができる。
- 3 第28条の4第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で, 前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(前2項の規定により第1項に規定する申告書を提出する義務を有する者を除く。)は, 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては, 3月15日までに, これらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなけ

ればならない。

- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項に規定する申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項に規定する申告書を提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第17条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第17条第1項第2号に掲げる者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、本市の区域内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。申告に係る事項に変更が生じた場合も、同様とする。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第17条第1項第5号に掲げる者に該当することとなった者に、本市の区域内に有する事務所又は事業所の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。申告に係る事項に変更が生じた場合も、同様とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の2の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者で本市の区域内に住所を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、法第317条の3の3第1項に定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、法第317条の3の3第2項に定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第30条

(中略)

- 2 個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の府民税を併せて賦課し、及び徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第32条の8 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項又は第2項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条第1項又は第2項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法により徴収する。

- 2 前条第1項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収

税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によりこれに充当する。この場合においては、当該特別徴収義務者について法第17条及び第17条の2の規定は、適用しない。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第32条の8の10 第32条の8の7第1項又は第3項(これらの規定を第32条の8の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法により徴収する。

2 第32条の8の7第3項(第32条の8の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該特別徴収対象年金所得者に還付する。ただし、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によりこれに充当する。この場合においては、当該特別徴収義務者について法第17条及び第17条の2の規定は、適用しない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき金額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の2第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第28条の4第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から第28条第1項第1号に規定する給与の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第27条の6第5項及び第6項並びに第35条第2項第3号の規定の適用については、第27条の6第5項中「及び第1項から第3項まで」とあるのは「第1項から第3項まで及び附則第5条の3第1項」と、同条第6項中「並びに第1

項から第3項まで及び前項」とあるのは「，第1項から第3項まで及び前項並びに附則第5条の3第1項」と，同号中「第27条の6第6項」とあるのは「第27条の6第6項又は附則第5条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除の額の特例)

第6条 当分の間，所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付があった場合においては，法附則第7条の2第4項の規定により控除すべき金額を当該納税義務者の第27条の6第3項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については，当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成29年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については，当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成29年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については，当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成29年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第17条 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることをその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第30条の2第2項に規定するものであるときは、同項に規定する申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条、第75条及び法第448条の規定を除く。）を適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第24条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことにより その居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。）の譲渡（同法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第18条の2第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第18条の3中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、附則第18条の2又は第18条の3の規定を適用する。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において

「被相続人」という。)の相続人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第5項に規定する政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第18条の2又は第18条の3の規定を適用する。

- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の2第1項の確定申告書を含む。)に、前2項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の特例)

第26条 法附則第57条第1項各号に掲げる期間中に取得された同条第5項に規定する他の軽自動車、同条第7項に規定する他の二輪自動車等又は同条第9項に規定する他の小型特殊自動車に対しては、同条第5項、第7項又は第9項に規定する場合においては、当該各号に掲げる年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。